

令和 8 年 8 月 2 7 日

共通商品券取扱店 様

枕崎商工会議所
(公印省略)

商工会議所共通商品券 換金支払変更について(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当所の共通商品券事業につきましては、格別のご配慮を賜り誠にありがとうございます。

さて、これまで 5 万円以下の共通商品券換金は、ご持参された日に商工会議所にて直接お支払いしておりましたが、当所の業務改善として令和 8 年 1 0 月 1 日(木)受付分より共通商品券の換金を金額に関わらず取扱店指定口座へ振込入金させていただきたくお知らせ申し上げます。

今後も業務向上に取り組んで参りますので、取扱店様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

《商工会議所共通商品券 換金事務について》

令和 8 年 1 0 月 1 日(木)受付より	現在 (令和 8 年 9 月 3 0 日受付まで)
* 口座振込日は、毎月 5 日、1 5 日、2 5 日。 * 1 0 日まで当所へご持参分を 1 5 日、2 0 日まで当所へご持参分を 2 5 日、月末まで当所へご持参分を翌月 5 日に指定口座へ振込。 但し、土日祝祭日の場合、換金日は前日・振込日は翌営業日となります。	5 万円以下は持参された日に窓口でお支払い 5 万円以上は毎月 1 5 日、2 5 日、翌 5 日に振込

【連絡事項】

1. 共通商品券換金手数料は今までどおり 3 %となります。
2. 取扱店で使用された共通商品券は商工会議所にご持参ください。
3. 振込は換金手数料を差し引いてお支払いたします。
振込料は商工会議所で負担いたします。
4. 共通商品券の振込をしたことがない取扱店におきましては、商品券を持参されたときに振込口座の確認をさせていただきます。

<お問い合わせ先>

枕崎市中央町 1 番地
枕崎商工会議所

TEL 7 2 - 3 3 4 1